

## 建設工事の入札参加資格に係る「解体工事」の取扱いについて

平成 28 年 6 月 1 日の建設業法の改正により、建設業許可の工種に「解体工事業」が新設されたことに伴い、平成 29 年度の建設工事の入札参加資格審査から「解体工事」を新設します。

平成 29 年 4 月 1 日以後に公告又は指名通知を行う入札から、「とび・土工・コンクリート工事」で発注していた解体工事は、「解体工事」で発注します。

経過措置として、平成 28 年 6 月 1 日（法施行日）時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる者（経過措置適用者）は、法施行後 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができます。

※平成 28 年 6 月 1 日以降に新規で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けた建設業者は、「解体工事業」の建設業許可を受けずに解体工事を施工することはできません。

### 1. 平成 29 年度以降の「解体工事」に関する入札参加資格審査の取扱い（予定）

対象	区分	入札参加資格審査の申請			
		H29 年度登録 (H29.2 月受付)	H30 年度登録 (H30.2 月受付)	H31 年度登録 (H31.2 月受付)	H32 年度登録 (H32.2 月受付)
経過措置適用者	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可 (「解体工事」の許可は問わない)		「解体工事業」許可必要	
	経営事項審査	「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」 (経過措置表示のない経審の場合は 「とび・土工・コンクリート」)	「とび・土工・コンクリート・ 解体(経過措置)」		「解体」
上記以外の者	建設業許可	「解体工事業」許可必要			
	経営事項審査	「解体」			

※経過措置適用者で平成 31 年 6 月 1 日以降も「解体工事」の登録を希望する業者は、平成 31 年度の登録申請時期（平成 31 年 2 月）までに「解体工事業」の建設業許可を取得してください。

なお、経過措置期間中であっても、工期末が平成 31 年 6 月 1 日以降の解体工事については、「解体工事業」の建設業許可が必要となります。

### 2. 「解体工事」の等級格付

「解体工事」の等級格付は、「とび・土工・コンクリート工事」の格付基準と同様とします。